

# 令和2年度 教育委員会

(第2回定例会)

開催日 令和2年5月11日



福岡市

福岡市教育委員会

## 令和 2 年度 5 月定例教育委員会会議日程

日 時 令和 2 年 5 月 11 日(月)午後 2 時 00 分開会  
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302、303 会議室

1 開会

2 教育長あいさつ

3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名  
(5 月議事録：久保田委員、中島委員)

4 教育長の報告

5 各課からの報告

6 議事

報告第 2 号

新型コロナウイルス感染症に関連した対応状況について

議案第 2 号

笛吹市コロナウイルス感染症対策に伴う副食費助成金交付要綱の制定について

議案第 3 号

令和 3 年度県教育施策及び予算に関する要望書について

7 その他

8 閉会

次回定例教育委員会 令和 2 年 6 月 4 日(木)  
午後 2 時～ 市民窓口館 302・303 会議室

## 報告第2号（5月）

新型コロナウイルス感染症に関連した対応状況について

教育委員会

第10回新型コロナウイルス対策本部会議資料  
教育委員会対応状況について

令和2年5月 8日現在

1 小中学校の対応について

① 小中学校の臨時休業について

・5月24日（日）まで延長する。（再開後25日（月）、26日（火）は給食なしで対応する。）

・休業中の登校日の設定について19日、20日を目途に計画する。

・学童保育クラブに入っていない児童で、やむを得ない事情により学校での預かりを必要とする場合には、各学校で相談のうえ対応する。

・学校の臨時休業中に児童生徒及び保護者、同居人等が感染したり、濃厚接触者となった場合は、在籍校に連絡する。

尚、土日、祝祭日については、保護者が、在籍校と緊急に連絡を取りたい場合は、市役所日直、夜間警備に電話をして、学校教育課に連絡をしてもらう。

② 給食について

・食材等のキャンセルについて業者と調整を行う。

・キャンセルできない食材の有効利用の対応を図る。

・キャンセルできない食材の給食費については、保護者の負担とならないよう公費で対応する。

2 社会体育施設

・グラウンド、テニスコートなど屋外施設は、5月27日（水）まで使用中止とする。

・体育館、武道場など屋内施設は、5月31日（日）まで使用中止とする。

3 社会教育施設

・5月31日（日）まで使用中止とする。

4 学校開放施設（グラウンド、体育館、武道場）

・6月3日（水）まで使用中止とする。

※各施設について、中止期日以降についても、施設の使用中止や制限の可能性があることを周知する。

5 文化財施設

・春日居郷土館、八代郷土館、青楓美術館、八田家書院は、5月31日（日）まで、閉館とする。

## 6 図書館

・5月7日（木）から予約貸出し業務を再開する。

### 【実施内容】

・対象者 笛吹市民

・利用内容 事前に予約を受け付けた本のみを貸出す。（視聴覚資料とコミックを除く） 尚、入り口で本を渡し、館内には入れない。

・申し込み方法 本の予約は、受け取りを希望する館への電話、またはWEBにて受け付ける。（一人5冊まで）

・予約方法 電話予約及びWEB 予約

WEB 予約は、既にパスワードを発行されている方のみ利用。新しいパスワードの発行はできない。

・受け取り方法

電話予約は、貸出準備が整い次第図書館から連絡をし、来館可能な日時を決定する。

WEB 予約は、貸出可能メールが届き次第図書館へ電話していただき日時を決定する。

・申込み時間 月～金曜日の平日 午前10時～午後5時まで

・資料の返却はブックポストを利用する。

## 議案第2号（5月）

笛吹市コロナウイルス感染症対策に  
伴う副食費助成金交付要綱の制定に  
ついて

教育総務課

# 例規審査委員会説明書

部・課

保健福祉部 子育て支援課  
教育委員会 教育総務課

|          |                                                                                                                               |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 題名       | (令和2年 笛吹市告示第 号)<br>笛吹市コロナウイルス感染症対策に伴う副食費助成金交付要綱                                                                               |
| 趣旨<br>目的 | 公立保育所では、副食費について、登園自粛をした日数分を日割りで返還することを決めた。私立保育園等においても公立と同様に保護者に返還することを依頼しており、園が支出した副食費等に係る総額が徴収した金額を上回った場合は、本要綱に基づき市が差額を助成する。 |
| 概要       | 第1条 趣旨<br>第2条 助成の対象<br>第3条 助成金の額<br>第4条 助成の交付申請書<br>第5条 助成金の交付決定<br>第6条 助成金の返還等<br>第7条 その他                                    |
| 経過       | 私立保育園等の副食費については、市で取り扱いを決定することはできないことから、公立保育所と同様の対応(徴収分からの返還)をしてもらうよう私立保育園等に依頼したうえで、園が負担した費用を助成することとした。                        |
| 関係<br>法令 |                                                                                                                               |
| 予算<br>措置 | 補正対応(補正額は未定)                                                                                                                  |
| その<br>他  |                                                                                                                               |

笛吹市告示第 号

笛吹市コロナウイルス感染症対策に伴う副食費助成金交付要綱を次のように定める。

令和2年 月 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市コロナウイルス感染症対策に伴う副食費助成金交付要綱  
(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)の感染拡大を防止するため、市の要請により入所児童が登園自粛等を行った場合において、私立保育園(指定管理施設を含む。)、認定こども園及び私立幼稚園(以下「保育園等」という。)が徴収した副食費について、当該登園自粛分の副食費を返金した結果、保育園等が支出した費用に対する助成に関し、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は、市内に住所を有する保育園等とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、予算の範囲内とし、当月分の食材費、返金額及び振込手数料の総額が、当月分の副食費として収入した総額を超えた額とする。

(助成金の交付申請書)

第4条 助成金の交付を受けようとする保育園等(以下「申請者」という。)は、感染症対策に伴う副食費助成金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業に係る収支決算書
- (2) 決算書に記載された金額に係る根拠書類
- (3) 返金対象者一覧表

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは助成金の交付を決定し、副食費助成金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。

(助成金の返還等)

第6条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは助成金の交付の決定を取り消し、又は助成金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に基づき提出した書類に虚偽の事項を記載したとき。
- (2) その他の助成金の条件若しくはこの要綱に違反し、又はこれに基づく市長の処分に従わないとき。
- (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年3月2日から適用する。

## 議案第3号（5月）

令和3年度県教育施策及び予算に関する要望書について

教育委員会

## I 国へ働きかけていただきたい要望事項

・行は追加して記入してください。

教育委員会名

笛吹市教育委員会

| NO | R3要望事項                                                                                                                                                                                                                             |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | <b>I 国へ働きかけていただきたい要望事項</b>                                                                                                                                                                                                         |
| 1  | <p>1 教職員等の定数改善及び学級編成基準引き下げの早期実現について</p> <p>複雑化・多様化した教育課題に対応していくためには、教職員定数と学級編成基準の見直しは喫緊の課題である。教育水準の維持・向上のために、新たな教職員定数改善計画の策定、学級編成基準については小学校2学年以上の1学級40人、特別支援学級1学級8人の学級編制基準の引き下げを国にはたらきかけていただきたい。</p>                               |
| 2  | <p>2 GIGAスクール構想の実現に係るICTの整備支援について</p> <p>一人一台端末の整備については、事業に係る財政上の措置等速やかな情報提供と、本年度中の整備完了が困難な場合には、全国的な一斉調達に鑑み、次年度への繰り越しも補助対象とするようはたらきかけていただきたい。また、持続的かつ安定的に活用できるよう各種ソフトの費用、整備後の保守管理及び端末更新時の費用についても、国による財政支援が得られるようはたらきかけていただきたい。</p> |
| 3  | <p>3 小学校への英語専科教員の配置について</p> <p>小学校においては、本年度からの小学校学習指導要領の全面実施により、外国語活動及び外国語科の授業を授業時数の増加を伴う定められた時数で実施している。英語教育の充実と担任等の負担軽減を図るため、小学校英語専科教員の配置拡大を国にはたらきかけていただきたい。</p>                                                                  |
| 4  | <p>4 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの増員について</p> <p>いじめや不登校等の諸課題に対応するため、全小学校へスクールカウンセラーの常駐配置と配置時数の拡大、スクールソーシャルワーカーの充実に向けて、地域の実情を鑑みた増員と配置時数の拡大を国にはたらきかけていただきたい。</p>                                                                        |

| NO | R3要望事項                                                                                                                                                                                             |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5  | <p>5 小規模校の教職員配置について</p> <p>小規模校においては、複式学級解消のためある程度の教職員の加配をいただいているものの、今までに市費負担教職員を配置して学校運営を支援してきている。小規模校での教育水準の維持向上を図るため、複式学級の学級編成基準、養護教諭及び事務職員の配置基準の改善、また、全学年での複式学級解消に向けた加配対応を国にはたらきかけていただきたい。</p> |
| 6  | <p>6 教員免許更新製の制度改正について</p> <p>代替教職員の確保が非常に困難であり、若い教職員が増える中、妊娠等に伴う代替教職員のニーズも高まっている。代替教職員を遅滞無く配置し、学校現場が円滑に運営できるよう人材確保の観点から、退職教員を含めた免許失効者を防ぐ制度改正を国にはたらきかけていただきたい。</p>                                  |

## Ⅱ 県教育委員会に対する要望事項

・行は追加して記入してください。

教育委員会名

笛吹市教育委員会

| NO | R3要望事項                                                                                                                                                                                                                          |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | <b>Ⅱ 県教育委員会に対する要望事項</b><br>1 25人学級の導入に伴う人的配置について<br>1 令和3年度から小学校1年生に導入する際には、1学年1学級規模の学校においても、対象学年には常勤の教員を配置し、学校の実態に応じて学級編成ができること、また、25人学級の他学年への拡大を速やかに実現するようお願いしたい。                                                             |
|    | 2 GIGAスクール構想の実現に係るICTの整備支援について<br>2 一人一台端末の整備については、県による共同調達としているが、全国的な一斉調達に鑑み、端末の確保等円滑で効果的な整備及び速やかな情報提供をお願いしたい。また、市が負担する1/3に当たる台数においても、共同調達による整備ができるようお願いしたい。                                                                   |
|    | 3 特別支援教育の人的充実について<br>3 昨年度、県の特別支援学級の学級編制基準が1学級あたり7人に引き下げられたものの、児童生徒が多学年にまたがる場合や離席傾向の児童生徒が複数いる場合も多く、担任教師一人で指導することには限界がある。学級編成基準の段階的な引き下げと在籍児童生徒が多い、知的学級、自閉症情緒学級については、特別支援加配の要件であった5人への引き下げをお願いしたい。                               |
|    | 4 小学校への英語専科教員の配置について<br>4 小学校においては、本年度からの小学校学習指導要領の全面実施により、外国語活動及び外国語科の授業を定められた時数で実施している。本市においては、英語専科加配が1名配置されているが、英語教育の充実と担任等の負担軽減を図るためには、さらなる整備が必要である。小学校英語専科教員の配置拡大をお願いしたい。                                                  |
|    | 5 スクールカウンセラーの配置時数の拡大及びスクールソーシャルワーカーの増員について<br>5 本年度から、県内すべての小中学校にスクールカウンセラーが配置された。しかし、本市においては2校を除いて配置されていた学校の時間数が減少している。いじめや不登校等の諸課題に対応するため、スクールカウンセラーの配置時数の拡大、また、現在教育事務所に配置されているスクールソーシャルワーカーについても、地域の実情を鑑みた増員と配置時数の拡大をお願いしたい。 |

| NO | R3要望事項                                                                                                                                                                                                                                                |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6  | <p>6 小規模校の教職員配置について</p> <p>小規模校においては、複式学級解消のために、ある程度の教員の加配をいただいているものの、今までに市費負担教職員を配置して学校運営を支援してきた。小規模校での教育水準の維持向上を図るため、複式学級の学級編成基準、養護教諭及び事務職員の配置基準の改善、また、全学年での複式学級解消に向けた加配対応をお願いしたい。</p>                                                              |
| 7  | <p>7 代替教職員の確保について</p> <p>代替教職員の確保が非常に困難であり、若い教職員が増える中、妊娠等に伴う代替教職員のニーズも高まっている。代替教職員を遅滞無く配置し、学校現場が円滑に運営できるよう人材確保の観点から、県の人材バンクの改善と教員採用試験受験者や大学卒業予定者、退職教員等への効果的な広報をお願いしたい。</p>                                                                            |
| 8  | <p>8 適応指導教室の存続と拡大について</p> <p>不登校児童生徒の居場所と学ぶ機会の確保は喫緊の課題であり、教育機会確保法の基本理念として定められている。県内に3校開設していた「こすもす教室」については、将来的に石和教室のみが存続することになっているが、これらの教室は不登校児童生徒の受け入れ場所として、今までに大きな役割を果たしてきた。県の適応指導教室が中核となってセンター的機能を発揮し、市町村と連携して不登校対策が推進できるよう適応指導教室の存続と拡大をお願いしたい。</p> |